

【募集】 「共生社会を創る愛の基金」助成金

「罪に問われた障がい者」を支援する

“草の根活動”を ◆している！ ◆したい！ 市民のグループや NPO など
を応援します！

2022 年度助成実績 (今年度助成先 10 団体から、一部を紹介します。)

○地域支援のネットワークづくり

罪に問われた障がい者に対して、いろいろな分野の人が課題や視点を共有し、地域での支援体制ネットワークを作ります。

- 【なら社会復帰支援隊 (通称：あひる隊) (奈良県)】
- 【特定非営利活動法人 TACT (栃木県)】
- 【一般社団法人 東京TSネット (東京都)】



○“地域で暮らす”を支援

地域でのトラブル解消、少年院や刑務所から出た後のケア・住居提供・就職支援など、当事者に寄り添い、“地域で暮らす”を支えます。

- 【リハビリの専門家による刑務所出所後等のオンライン支援を進める会 Go-Go-OT-Net (兵庫県)】
- 【京都府更生保護女性連盟 (京都府)】



○広く知っていただく

社会的に孤立しがちな状況の中で罪に問われる人がいること、困難を抱えながら生きる人びとの状況を広く知らせることに取り組みます。

- 【シャバの空気をおいしくする会 (大阪市)】
- 【埼玉福興東京支社 (東京都)】
- 【NPO スマイルー (千葉県)】



「共生社会を創る愛の基金」2023年度助成事業募集要綱

各地域で行われている「罪に問われた障がい者」を支援する活動に対して、下記のとおり助成いたします。奮ってご応募ください。

1. 対象: 市民グループやNPO等(「親の会」のような法人ではない集まりも含む)による「罪に問われた障がい者」を支援するための草の根活動。
2. 助成額: 草の根助成(1団体20万円(上限))・地域中核助成(1団体100万円(上限))
3. 募集期間: WEBエントリー 2023年2月中旬～4月9日(日)
※追加書類送付: 4月9日(日)[必着]
4. 助成期間: 2023年7月～2024年3月(原則)
※事業の内容によっては、審査の上、継続して助成することがあります。(目安: 3年)
5. 応募方法: 応募フォーム(<https://bit.ly/3hcVn3C>)よりお申込み下さい。 ※応募フォーム→
※書類の郵送をご希望の方は事務局までお問い合わせください。
6. 審査・公表: 6月中に助成先を決定する予定です。応募者に採否を通知します。
7. 報告: 助成を受けた事業活動の終了後、報告書および、領収書等を添付した会計報告をご提出ください。
活動報告については、次年度の「共生社会を創る愛の基金」シンポジウムでの公表を予定しています。



『共生社会を創る愛の基金』について

「罪に問われた障がい者」の取調べや、裁判、罪を償う矯正やその後の社会復帰という刑事司法の分野については、これまでは「特殊な人たち」の世界と考えられ、あまり光が当てられてきませんでした。しかし、実際には、受刑者の4分の1に知的障がいの疑いがあること、社会に受け入れられるすべを知らず犯罪を繰り返し刑務所への出入りを繰り返す「累犯障がい者」が数多くいること、コミュニケーション能力に障がいがあるため十分な取調べや裁判を受けられない人たちが多くいること、が分かってきました。

村木厚子さんは「郵便不正冤罪事件」で164日間勾留された体験から、こうした方たちへの支援の必要性を痛感し、国家賠償金を社会福祉法人 南高愛隣会へ寄付し、これを基に「共生社会を創る愛の基金」は立ち上げられました。

「共生社会を創る愛の基金」は、「障がい者にとっての適正な刑事司法プロセスを保障し、社会復帰を進める仕組み」を確立し、「すべての人が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、地域で一緒に暮らしたり働いていける『共生社会』」を実現するために、以下の三つの事業を中心に実施します。

- ① 「罪に問われた障がい者」の支援に関する **調査研究事業**
- ② 「罪に問われた障がい者」を支援する先駆的な取り組みや調査研究への **助成事業**
- ③ シンポジウムの開催、書籍の発行等を通じた **広報・啓発活動**

【お問い合わせ先】

「共生社会を創る愛の基金」事務局 (社会福祉法人 南高愛隣会内)
〒854-0001 長崎県諫早市福田町357-15 (担当: 南口)
TEL 080-9061-7205 / E-mail: ainokikin@airinkai.or.jp

愛の基金についての詳細は「共生社会を創る愛の基金」ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.airinkai.or.jp/ainokikin/>